

使用料の見直しに係る考え方について

■下水道使用料算定の基本的考え方

本市では公益社団法人日本下水道協会発行(2017年3月)の「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版(以下、基本的考え方)」を参考に、実情に即した下水道使用料の算定を行います。

【費用負担の考え方】

下水道の管理運営に係る費用負担は、雨水に係るものは公費、汚水に係るものは私費で負担するものです。

【使用料の基本原則】(下水道法第20条第2項)

使用料は下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費で負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するもので、以下の原則によって定めなければならないものです。

- ・下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること
- ・能率的な管理の下における適正な原価をこえないもの
- ・定率又は定額をもって明確に定められていること
- ・特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと

【使用料設定の流れ】

- | | |
|------------|--|
| 1 財政計画の策定 | … 令和4年3月に宮津市下水道事業経営戦略の一部見直し |
| 2 算定期間の設定 | … 概ね3年～5年(R2改定の宮津市の水道事業は5年) |
| 3 使用料水準の設定 | … 算定期間内で使用料収入がいくら必要か(改定率の検討) |
| 4 使用料体系の設定 | … 使用料を使用者間でどのように割り振り、負担するか
(基本使用料、区分別単価を決定) |

■使用料設定方針

1 使用料算定期間の設定

基本的考え方では、一般的に3年から5年程度に設定することが適当としています。

宮津市では、水道事業と同様、算定期間を5年(令和5年度から令和9年度)に設定したいと考えています。

2 使用料水準の設定

(1) 使用料対象経費

経営戦略の投資・財政計画に基づき、算定期間中の下水道管理運営費を算定した上で、対象とならない経費等を控除して使用料対象経費を算定します。

経費の総額		使用料以外の収入	使用料対象経費
維持管理費	下水処理施設の運営に必要な経費 ・人件費 ・動力費 ・委託料 など	-	=
資本費	下水道施設等の整備に必要な経費 ・減価償却費 ・企業債支払利息 など		
		・関連収入(手数料) ・補助金 ・長期前受金戻入 ・一般会計繰入金 など	・下水道使用料

(2) 収支見通しに基づく使用料の見直しの必要性の確認

経営戦略の投資・財政計画を基に財政収支バランスを確認し、使用料の見直しの必要性を判断します。

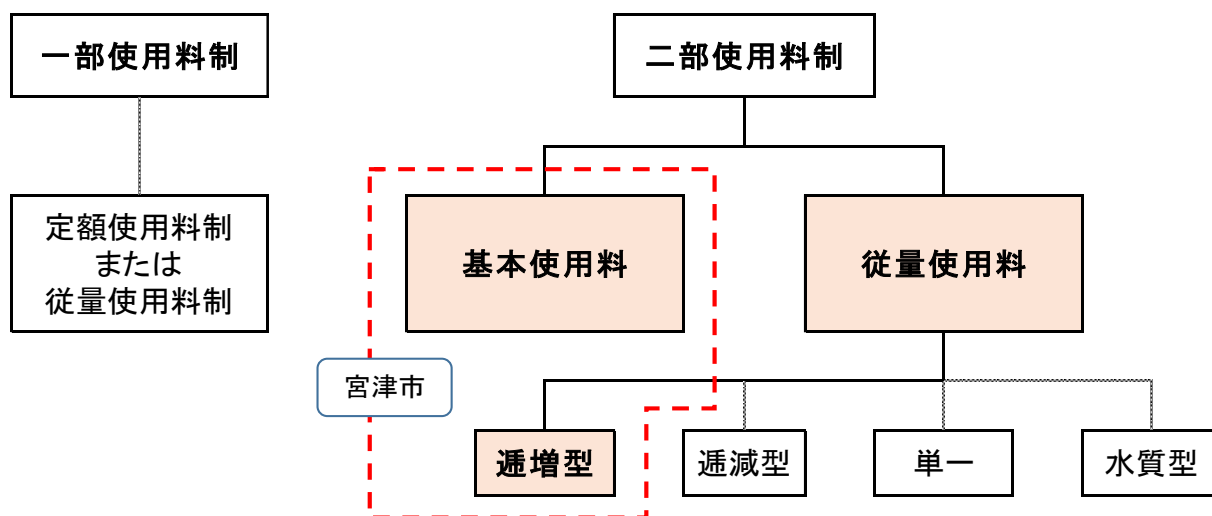
なお、地方公営企業法を適用している事業では、損益収支方式が基本となっていますが、資金不足回避の観点から、資金収支の状況もあわせて確認することも必要であると考えています。

3 使用料体系

(1) 一部使用料制と二部使用料制

使用料は、定額使用料制または従量使用料制のいずれかである一部使用料制、基本使用料と従量使用料で構成される二部使用料制などがあります。

宮津市では基本使用料+逦増型の従量使用料の二部使用料制を採用しております。



(2)基本使用料の意義

基本使用料とは、汚水量の有無に関わりなく賦課し、費用の大半は固定費に充てるものです。

基本使用料を低く設定した場合、少量使用者の負担は少なくなるものの、基本使用料による収入が減少するため、汚水量の多寡により収入が左右されやすくなります。

人口減少が進む中、安定的な事業運営を行うためには、基本使用料に重きを置いた使用料体系が望ましいと考えます。

(3)使用料対象経費(汚水処理費)の分解と費用配分

基本的考え方では、需要家費と固定費は基本使用料として賦課することが適当ではあるものの、施設型事業である下水道事業の特性により、固定費の割合が極めて大きく、基本使用料が高額となることから、排水需要や下水道事業の実態を勘案して設定することが妥当とされています。

